

第4回まちづくりルール庁内検討ワーキング会議録

日 時 平成16年6月17日(木) 13:30～19:00
 場 所 保健センター2階和室
 出席者 委員： 三好 稲葉 上田 赤松 物見 本田 若杉
 事務局： 原 西野 高田

1 開 会

<事務局から本日の議題説明>

これまでの座長私案の検討結果を整理し「ワーキング素案」として作成した。本日はこれをもとに、再度全体の検討を行う。

また、石狩市やアドバイザーに確認したい質問事項についても併せて検討し、整理したもので問い合わせをする。なお、ワーキング素案は「石狩市勉強会」や「アドバイザーとの会議」を踏まえ、更に検討し最終素案を完成させる予定。

2 議 事

(1)ワーキング素案 について

別添ワーキング素案をもとに議論した内容は以下のとおり。

第1条 目的

<主な意見>

- ・素案では「市民の声を市役所の仕事に活かす」を付け加えている。
- ・前回の検討では、「情報の共有と市民参加を実現するための手続条例」に目的を絞る必要があることを確認した。
- ・前段の「住んでいて良かったと実感できる」は将来の目標で、中段の「ともに考えともに築き上げる」は現在目指したい目標。後段の「情報の共有と市民参加の実現」が目標の手段。更に「市民の声を市役所の仕事に活かす」としている。結局絞り込めていない目的になっているのではないか。
- ・要は、「情報の共有と市民参加の手続条例」だと言うことがわかればいい。もっとシンプルにできないか。
- ・研究会の提言では、「住んでいて良かった」「ともに考えともに築き上げる」ことが目的となっている。はずせないのではないか。

<検討結果>

- ・第1条目的を以下のとおりとする。
- 「この条例は、市民と市役所が住んでいて良かったと実感できるまちを、ともに考えともに築き上げるため、情報の共有と市民参加の手続きに関し必要な事項を定めることを目的とします。」

第2条 用語の説明

<主な意見>

(1)市民の定義について

- ・前回「市民の定義」を保留扱いにした。石狩市には市民の定義がないが、札幌のベッタウンということもあり、通学者・通勤者は市外の方も多いという事情があって、定義付けが難しかったのではないか。それならば、富良野市はどうなのかということが問題となる。
- ・高校生の通学補助は、市内在住者のみで、市外の方は対象外としている。
- ・施設利用等は、市外の方もいる。その施設の利用方法等は市外の方も関心があるだろう。
- ・高校の再編問題などは、市外の方を入れるべきだろう。
- ・それは道立校なので市の範囲を超える問題。市としては、市民の意見をとりまとめて市の意見として出すということになるだろう。
- ・石狩市のように市民の定義を設けず、それぞれの参加手続手法、例えばパブリックコメントをできる者の範囲を提示することで区分してもいい。(前回も同様の意見があった)
- ・第1条目的に「住んでいて良かった」となると、住んでいる人に限定されないのか？
- ・市民という言葉は、条例の中に沢山でてくる。例えば公聴会で「広く市民に周知」と言うときの市民はどの範囲か問題にならないのか。
- ・市民周知を図る対象を限定しなければ困らない。それであれば「市民の定義」が必要なくなる。
- ・市民を限定すると、一般的に使う「市民」を全て限定してしまわなければならない。

<検討結果>

- ・市民については定義しない。
- ・市民を定義することで限定的になる。
- ・市民参加手続のできる者の範囲は、第4章で具体的に定めることができる。

(2)市の定義について

- ・市の機関を、市民参加手続を行う機関のみならず、情報の共有や苦情・提言の応答義務なども定めている。公平委員会等は市民参加の手続に係る事務がないので除くということではなく、市の定義は広くした方がいい。限定す

ると、市民参加のみならず、情報の共有等他のことも限定することになる。

- ・今回、参議院選挙で、不在者投票の立会人に主婦層など応募多数だった。興味があるのか、不景気だからなのかは別として、情報の共有や苦情は選管も対象になる。
- ・限定はしないが、その中に議会は入らないということで前回は確認している。

- ・「教育委員会や選挙管理委員会」などは団体を言うのに、「市長」は団体ではないのはなぜか。
- ・「市長」が存在しているということで、我々職員はその補助とされているからだろう。

- ・市の機関は、「市役所」としていいのか。
 - ・研究会では、市民は「市役所」という言葉が、馴染みやすいということだった。
 - ・この条例の中で「市の条例」というのが出てくる。これは「市役所の条例」とは書けない。市役所となると市の機関以外も含むので「市の条例」としか書けない。「市」という言葉を全て「市役所」と置き換えることはできない。
 - ・行政では、「市」とした方がわかりやすい。
 - ・石狩市のように「市の機関」とも使うが、「市は」の方が、市民にはまだわかりやすくなるのではないか。
 - ・研究会の意見を尊重したいところだが、「市役所」というと建物をイメージしてしまいがち。
- 話し言葉では「市役所は」と使うが、書き言葉としては「市」でいいのではないか。

< 検討結果 >

- ・「市役所」は「市」とする。その他条文中の文言も「市」で統一させる。
- ・「市」の機関は、市民参加手続に該当する事務があるか否かではなく、この条例が情報の共有や市民からの意見要望、苦情への対応も規定していることから、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」の全てとする。

(3) 市役所の仕事の定義について

- ・座長私案では「市の仕事」としていたが、第2号と統一させるため「市役所の仕事」としていた。第2号が「市」となれば、ここも「市の仕事」と統一させて構わない。
- ・市の仕事に内部管理事務 - 人事(市の職員の研修計画など)や、財政計画などあらゆるものが含まれるということで構わない。

< 検討結果 >

- ・「市役所の仕事」は「市の仕事」とする。その他条文中の文言も「市の仕事」で統一させる。
- ・市の仕事には、内部管理事務も含め全てとする。

(4) 市民参加手続の定義について

(5) パブリックコメントの定義について

< 検討結果 >

- ・問題なし

第3条 基本原則・第4条 制度の見直し・第5条 情報の共有・第6条 広聴広報

< 主な意見 >

- ・第3項の「義務と責任が軽減されるとは考えません」は、話し言葉ではないか。「市は」という主語がなければ「義務と責任が軽減されるものではありません」でいいのではないか。
- ・構成はこれでいいのか。

第3条基本原則 第4条制度の見直し 第5条情報共有 第6条広聴広報ではなく、

第3条基本原則 第4条情報共有 第5条広聴広報 第6条制度の見直しとしたほうがいいのか。

- ・見せ方の問題。福士先生に聞いてみよう。

(アドバイザーに質問:第3条～第6条の構成について)

- ・第1条の目的からすると、基本理念、情報の共有の手続、市民参加の手続という構成がいいのかもしれないが、情報の共有の手続が市民参加の手続をだぶる。

< 検討結果 >

- ・第3項「市は～軽減されるとは考えません」は「軽減されるものではありません」とする。
- ・第3条～第6条の構成について、アドバイザーに確認

第7条 市民参加手続の実施(第7条別表含む)

< 主な意見 >

(第7条別表)

- ・(別表の1)条例、規則等の制定・改廃への市民参加。市民が負担する料金については、地方自治法との関係で問題がないかアドバイザーに確認した後再度検討する。
- ・(別表の2)市の計画策定への市民参加。人事・財政を含めるので問題ないとした。これでいいのか。
- ・石狩市の場合は除いているが、人事は人の異動に関することと限定的なのではないか。
- ・財政については、隠す理由がわからない。石狩市に確認した後再度検討する。
- ・(別表の3)公の施設の設計の概要決定への市民参加。新設道路や大規模改修などの決定は、当然、市民参加を行うもので構わないが、それ以降のことで、地権者など限定されて意見収集を行うもの等は、本条例の全市民を市民参加手続の対象とすることから外して構わない。除外するものをあえて規則で定めなくても問題ないのではないか。
- ・(別表の4)環境保全のためやその他公益上必要となる行政指導の内容決定への市民参加。
- ・(別表の5)第3セクターへの出資(設置行為)等を決定への市民参加。

・(別表の6)市の区域に適用される規制・制定・改廃への意見表明への市民参加。今までは利害関係者を対象として意見内容の確認作業を行ってきた(農業振興地域の区域変更へ意見を求められる場合など)。利害関係者のみを対象とすることが、但し書きの「市民が意見を述べる機会が別に設けられている場合を除く」には該当しないだろう。(閲覧も意見を述べる機会ではないだろう)

・石狩市の場合は、法令に基づいて市の考えを表明するときも、参加手続をとっている。
 ・市民参加を行うものとして規定して構わないのではないが、仕事は大変になるかもしれないが。
 ・(別表の7)別表の1～6に当てはまるものは最低限の市民参加を行わなければならない市の仕事の内容。別表の7はそれ以外のもので、市民の生活に大きな影響があるもの。山部厚生医院の撤退問題は、まさにここに該当することになる。

< 検討結果 >

・(別表の1)市民が負担する料金の決定への市民参加の問題点等を、アドバイザーに確認後再検討する。
 ・(別表の2)市の計画で人事と財政を除外した理由を石狩市に確認後再検討する。
 ・(別表の3)公の施設の設計の概要決定への市民参加の除外範囲を、規則で規定しない。

第8条 市民参加手続の内容及び時期

< 主な意見 >

・第1項では、市民参加手続の具体例を盛り込み、市民参加手続の実施の「適切な時期」は第4項の規定にあるので、「効果的な方法」とした。
 ・第2項で前回の検討で、石狩市では規則で盛り込んでいる「特に重要な場合複数の参加手続を実施」という規定を条例に入れたが、その基準はどのように考えればいいのか。
 ・「特に重要」となると限定的ではないか。また「複数実施に努めます」とすると弱い感じがする。
 ・要は、できるなら複数実施をしてもらいたいということ。全ての事業を複数と規定してはどうか。
 ・一つでも効果的な方法で実施できるのであれば、あえて無理をして他の方法で実施しなくてもいいのではないか。
 ・効率性も考えて実施しなければならない。(効率性の考慮は第3条基本理念で規定)
 ・本条例は「育てる条例」という考えである。問題があれば見直せばいい。
 ・第1項で「効果的な方法」としていて、第2項で「特に重要な場合、複数の方法」というのは、第1項を第2項が補完しているにすぎない。第2項はやはり規則で規定するのがいいのではないか。
 ・第3項は、重大な影響を受ける者に個別に意見を聴くのではなく、審議会等へ指名委員で参加させるように努めるといふことか。
 ・あえて審議会に向いてこなくとも、当然、個別に意見を聴くのではないのか。
 ・第4項でいう市民参加手続実施の「適切な時期」とは、予算に反映させることができる時期だろう。
 ・市の仕事に活かすところがあるが、市民参加した他の仕事反映させてしまう恐れはないか。出された意見が他の内容にも合致し、また良い意見だとすると、他の仕事に反映させたりしないだろうか。参加手続をした内容に限定すると規定した方がよいのではないか。
 ・公表するのだし、他の仕事に反映させることはあり得ないだろう。

< 検討結果 >

・第2項は規則で規定するため、条例からは除く。

第9条 提出された意見などの取り扱い 第10条 公表の方法 第11条 市民参加手続の予定及び実施状況の公表

< 検討結果 >

・問題なし。

第12条 制度の調整

< 検討結果 >

・反する法令の具体例をアドバイザーに確認後再検討。

第13条 審議会等(公募規則含む)

・協議会は、市の中での協議会で、広域の協議会は含まないことで前回確認した。
 ・公募は現在、総務で総括して募集している。今までは多かった場合がないから、選考方法を明確にしていなかった。
 ・公募の選考方法など規則で定めてあれば、共通で使用できる。
 ・公募規則で、選考方法(抽選・小論文の内容など)を明記している。はじめから明確にする必要がある。
 ・公募対象者の「市内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人」は、市民の定義(第2条)と重複する。市民の定義を削除したので、ここでも限定せずその都度定めるのでいいのではないか。
 ・公募委員は欠員もありということで前回確認した。
 ・欠員の場合も考慮して、公募委員数は審議会等の運営に影響のない範囲になる。審議会等の公募委員数は少数ということになる。

< 検討結果 >

・公募規則の対象者の範囲を削除する。

第14条 会議の公開等

・座長私案の第2項を削除したが、他条例に公開しないという規定がなければ、問題ないが石狩市に、公開しないという他の条例があったのか否か確認した方がいいのではないか。

(石狩市に質問:会議を公開しないとする他の条例・規則について)

< 検討結果 >

- ・会議の非公開条例・規則の具体例を石狩市に確認後再検討する。

第15条 諮問内容等の公表・第16条議事録の作成及び公表

< 検討結果 >

- ・問題なし。議事録はテープおこしでなくても内容のわかるものでいい。

第17条 パブリックコメント手続・第18条 パブリックコメント手続の公表事項

< 主な意見 >

- ・パブリックコメントとして出された意見には、応答の義務がある。意見提出者の住所・氏名は当然必要になる。

< 検討結果 >

- ・問題なし。

第19条 公聴会開催の公表

< 主な意見 >

- ・公聴会は法的に定められているものか？

- ・事務局調査 法的に定められたものではなく、条例で定めるもの。

市の条例で「公聴会」を規定しているのは、議会委員会条例、固定資産評価審査委員会条例、行政手続条例がある。

- ・公述人という言葉は一般的ではないが、使用せざるを得ないのか。

- ・他に内容がわかる言葉があれば構わないだろうが、あるだろうか。

- ・公聴会の意味など解説が必要となるだろう。(逐条解説で対応)

< 検討結果 >

- ・問題なし。市の仕事への「公聴会」の設置は、本条例で規定する。

第20条 公聴会の運営

< 主な意見 >

- ・公聴会の議長は誰が指名するのか。

「市が指名する者」ということは、市長が指名するのか？それぞれの機関の長、教育長とかそれぞれが指名するのか？

- ・石狩市の条例では「市の機関の長が指名する者」としている。どういう意図でこのように規定したのか確認が必要。

(石狩市に質問:公聴会の議長を指名する者は誰か)

- ・公聴会の運営の詳細については、規則で定める必要がある。

< 検討結果 >

- ・公聴会の議長を指名する者について、石狩市に確認後再検討する。

- ・公聴会の運営の詳細については規則で規定する。

第21条 調書の作成及び公表

< 検討結果 >

- ・問題なし。

第22条 その他の市民参加手続

< 主な意見 >

- ・「ワークショップ等その他市民参加手続」に変更すると、第8条の手続の内容を説明している規定と整合性がとれる。

< 検討結果 >

- ・問題なし。

- ・「その他市民参加手続」は「ワークショップ等その他市民参加手続」とする。

第23条 市民参加手続以外の市民参加の推進

< 主な意見 >

座長私案の第1項「意見の積極的把握」は、第3章情報の共有として章立てをした。その他市民から寄せられる提案や要望、苦情等の取り扱いをここでは規定している。

< 検討結果 >

- ・問題なし。

第24条 市民参加制度調査審議会・第25条 委員・第26条 任期

< 主な意見 >

- ・構成員の団体は誰が決めるのか

- ・市(事務局)が決めることになる。

- ・男女の割合は「4割を下回らないように努める」では弱すぎる。

- ・努めるのであれば、半数でいいのではないか。

- ・公募委員を外すようにしなければ、男女の割合を達成できない。

- ・「4割とする」とすると、逆に女性が多く7割となってもそれを妨げることになる。

- ・男女比にこだわって、審議会事態が成立しないことの方が問題だ。

・任期は3期を限度としたが、団体推薦だと何期も同じ人が選ばれる可能性もあるが、多くの人にかかわってもらいたいということで、問題ないのではないか。

< 検討結果 >

・問題なし。

第27条 会長及び副会長・第28条 会議・第29条 庶務・第30条 委任

< 検討結果 >

・問題なし。

附 則

< 主な意見 >

・施行期日は、「公布の日から起算して3月を超えない範囲内」で構わないか。条例公布の日から適用されるのは第6条の調査審議会のみで、その他は規則制定後。具体的には以下の通り。

3月20日 条例公布

4月 1日 調査審議会設置・公募開始（公募期間1ヶ月以上）

5月 調査審議会開催・パブリックコメント実施（パブリックコメント期間1ヶ月）

6月 調査審議会開催・パブリックコメント内容検討

19日 規則制定

・経過措置では、今年度進められている市民参加対象事業が除外されることになる。条例とは別に、出来る範囲で市民参加を進める必要がある。

・「次世代育成支援対策行動計画」は国から今年度作成を義務づけられている。昨年度アンケート調査を実施し報告書にまとめられている。それらを公表（全部ではなく概略で構わない）することや、その他意見を募集したり、せめてパブリックコメントの実施はしてほしい。

・今年度の事業にも市民参加手続を適用させていこうということであれば、庁議で各部長の意思確認をしてもらわないと、担当の裁量でやったりやらなかったりになる。

< 検討結果 >

・施行期日の時間的な問題は、事務局で調整してほしい。

・経過措置の規定は問題ないが、今年度の事業へ市民参加手続を可能な範囲で適用させることについては、別途検討が必要。

その他 新たに盛り込む規定について

< 主な意見 >

（市の仕事の実施段階や評価への市民参加手続について）

・各団体への補助金の決定のし方があいまいになっている。予算さえつければ、補助する事業の目的が達成するか否かを見極めず、補助金を支出している。市民参加により補助金の出し方を審査するよう規定できないものか。事業の実施段階や評価への市民参加を規定できないのか。

・そうすると、第2条第4号では市民参加手続の定義を「企画立案から決定までの過程」だけとしているのが、それでいいのかということになる。

・研究会の提言では、「庁議で決まる前に意見を言わせる」というもの。「実施過程」「評価（検証）過程」を規定するのは条例の技術的に無理なのではないか。

・今回の条例が無理なのであれば、ワーキングのその他の提言として盛り込むことはできないのか。

< 検討結果 >

・市の仕事の実施段階や評価への市民参加手続を、今回の条例で盛り込めないのかアドバイザーに確認後再検討する。

(2) 質問事項についてについて

別紙の質問内容に以下の事項を加え、その他の質問がないか各委員持ち帰りで検討することとなった。

< アドバイザーへの追加質問 >

・第3条～第6条の構成について

・市の仕事の実施過程や評価過程への市民参加手続について

< 石狩市への追加質問 >

・会議を公開しないとする他の条例・規則について（石狩市条例第13条第2項）

・公聴会の議長を指名する者を「市の機関の長」と規定した理由（石狩市条例第22条第1項）

(3) 第5回庁内検討ワーキングの日程等について

ワーキング素案を全て検討したので、勉強会（7月1日）後、アドバイザーとの会議（7月6日）を第5回目とし、その後再度最終検討が必要。日程については再度調整を行うこととした。

(4) その他

今後の日程については以下のとおり。

- ・石狩市勉強会 平成16年7月1日(木)18:00～
保健センター会議室予定(当初の6月28日変更)

- ・第5回ワーキング会議(アドバイザーとの会議)
平成16年7月6日(火) 13:30～17:00
保健センター研修室
(講義、質問事項への回答、ワーキング素案の課題など)

- ・第6回ワーキング会議
平成16年7月7～16日間で開催
(最終検討会議、条例名検討、ふらのっ子会議委員選考など)

3 閉 会